

## 品川区任意予防接種費用助成要綱

|    |          |        |    |       |
|----|----------|--------|----|-------|
| 制定 | 平成19年    | 3月16日  | 要綱 | 第146号 |
| 改正 | 平成21年    | 2月23日  | 要綱 | 第15号  |
| 改正 | 平成22年    | 6月7日   | 要綱 | 第90号  |
| 改正 | 平成23年    | 1月1日   | 要綱 | 第131号 |
| 改正 | 平成23年    | 4月1日   | 要綱 | 第11号  |
| 改正 | 平成25年    | 4月1日   | 要綱 | 第84号  |
| 改正 | 平成26年    | 4月1日   | 要綱 | 第68号  |
| 改正 | 平成27年    | 7月1日   | 要綱 | 第420号 |
| 改正 | 平成27年10月 | 1日     | 要綱 | 第466号 |
| 改正 | 平成28年    | 4月1日   | 要綱 | 第104号 |
| 改正 | 平成28年10月 | 1日     | 要綱 | 第229号 |
| 改正 | 平成30年    | 4月1日   | 要綱 | 第2号   |
| 改正 | 平成31年    | 4月1日   | 要綱 | 第337号 |
| 改正 | 令和2年     | 4月1日   | 要綱 | 第53号  |
| 改正 | 令和3年     | 4月1日   | 要綱 | 第61号  |
| 改正 | 令和3年10月  | 1日     | 要綱 | 第249号 |
| 改正 | 令和4年     | 4月1日   | 要綱 | 第187号 |
| 改正 | 令和4年10月  | 1日     | 要綱 | 第217号 |
| 改正 | 令和5年     | 7月1日   | 要綱 | 第135号 |
| 改正 | 令和6年     | 4月1日   | 要綱 | 第391号 |
| 改正 | 令和6年     | 6月1日   | 要綱 | 第392号 |
| 改正 | 令和6年10月  | 1日     | 要綱 | 第393号 |
| 改正 | 令和7年     | 4月1日   | 要綱 | 第182号 |
| 改正 | 令和7年     | 8月1日   | 要綱 | 第231号 |
| 改正 | 令和7年     | 11月20日 | 要綱 | 第235号 |

### (目的)

第1条 この要綱は、疾病の発生および蔓延を予防するため、予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する予防接種を除く。以下、「任意予防接種」という。）の費用の一部を助成することにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

### (対象となる任意予防接種)

第2条 この要綱による助成の対象となる任意予防接種は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 流行性耳下腺炎ワクチン
- (2) MRワクチン
- (3) 小児インフルエンザワクチン
- (4) 組換え沈降4価HPVワクチン

- (5) 高齢者肺炎球菌ワクチン
- (6) 带状疱疹ワクチン
- (7) その他区長が実施を認めた任意予防接種

(接種対象者および助成回数等)

第3条 任意予防接種の接種対象者および回数等は、別表に定めるところによるものとする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、別表に定める金額とする。

(助成の方法)

第5条 前条に規定する助成金額は、下記の方法により助成をする。

- (1) 区が指定する医療機関で、任意予防接種を受けたものは、予防接種に係る費用から前条に定める助成金額を差し引いた金額を医療機関に支払う。
- (2) やむを得ない事情で前号を除く医療機関で任意予防接種を受けたものは、品川区任意予防接種費用助成申請書(第1号様式1-1・1-2および第1号様式2-1・2-2)に医療機関の発行する領収書および母子健康手帳等を添えて、接種日から12ヶ月以内に区長に申請を行う。ただし、予防接種に係る費用が前条に定める助成金額より少なかった場合は、少ない方の金額を助成する。

(助成の審査および結果の通知)

第6条 区長は、前条第2号の規定により助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の適否を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により助成しない場合には品川区任意予防接種費用助成金不交付決定書(第2号様式)により通知する。なお、助成を決定したときは、速やかに助成額を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 区長は、受給者が偽りその他不正の行為により接種費用の助成を受けたと認められたとき、または支払い後に過誤額が確認されたときは、交付された助成金の全部または一部を返還させることができる。

(事業の委託)

第8条 第5条第1号に規定する業務は、品川区医師会、荏原医師会および区内契約医療機関(以下「実施医療機関等」という。)に委託をして実施する。

- 2 実施医療機関等は、委託に関わる経費を、請求書に必要書類を添えて品川区に請求するものとする。

(区民への周知)

第9条 区は、区民に対して広報紙等を利用して任意予防接種実施の周知を図るものとする。

(健康被害に関する救済)

第10条 区は、あらかじめ任意予防接種の健康被害が発生した場合の救済制度「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく副作用救済給付」および「特別区自治体総合賠償保険」について、区民に文書等で説明するものとする。

2 区は、第2条による予防接種をした区民に健康被害と思われる事柄が生じた場合は、すみやかに事実の確認を行い、適切な救済措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、品川区保健所長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成22年9月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成23年1月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和３年４月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和３年１０月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和４年４月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和４年１０月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和５年７月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和６年６月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和６年１０月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和７年１０月１日より施行する。

付 則

この要綱は、令和８年１月１日より施行する。

別表（第3条関係）

| 種別            | 接種対象者（区内に住所を有する下記の年齢の者）                                                                                                                                                       | 助成回数                                                                                                                                 | 助成額                                                                    |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 流行性耳下腺炎ワクチン   | 次の各号に掲げるいずれかに該当する者を接種対象者とする。<br>（１）接種時において、生後１２ヶ月から小学校就学前年度にある者<br>（２）ワクチンの欠品および限定出荷を理由に小学校就学前年度までに接種を受けられなかったと実施医療機関等が認める平成３０年４月２日から令和２年４月１日生まれのもので、小学校就学初年度の３月３１日までに接種を受けた者 | 接種対象者一人につき２回                                                                                                                         | １回あたり<br>３，０００円                                                        |
| MRワクチン        | 接種時において、２歳以上１９歳未満で、定期予防接種を接種していない者（小学校１年生以上は定期予防接種を２回接種していない者）                                                                                                                | 接種対象者一人につき最大２回                                                                                                                       | 全額助成<br>（１２，３０９円）                                                      |
| 小児インフルエンザワクチン | 接種時において、生後６ヶ月から高校３年生相当の者                                                                                                                                                      | 次の各号に掲げるワクチンの区分に応じ、当該各号に定める回数。ただし、同一の接種対象者につきいずれか一方のワクチンのみを助成の対象とする。<br>（１）注射用HA<br>生後６ヶ月から１３歳未満の接種対象者一人につき２回<br>１３歳以上の接種対象者は一人につき１回 | 次の各号に掲げるワクチンの区分に応じ、当該各号に定める額<br>（１）注射用HA<br>２，０００円<br>（２）経鼻生<br>４，０００円 |

|                                    |                                          |                                                                                                                                              |                                                                                           |
|------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                    |                                          | (2) 経鼻生<br>2歳から高校3年生相当以下の接種対象者一人につき1回                                                                                                        |                                                                                           |
| 組換え沈降4価HPVワクチン                     | 接種時において、小学校6年生から高校1年生相当の男子               | 接種対象者一人につき3回                                                                                                                                 | 全額助成<br>(17,666円)                                                                         |
| 高齢者肺炎球菌ワクチン(生活保護受給者および特定中国残留邦人等※1) | 生活保護受給者および特定中国残留邦人等の受給者で、接種時において、66歳以上の者 | 接種対象者一人につき1回                                                                                                                                 | 8,525円                                                                                    |
| 高齢者肺炎球菌ワクチン(一般)                    | 接種時において、66歳以上の者(生活保護受給者および特定中国残留邦人等を除く)  | 接種対象者一人につき1回                                                                                                                                 | 4,525円                                                                                    |
| 带状疱疹ワクチン                           | 接種時において定期予防接種の対象外で、50歳以上の者               | 次の各号に掲げるワクチンの区分に応じ、当該各号に定める回数。ただし、同一の接種対象者につきいずれか一方のワクチンのみを助成の対象とする。<br>(1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン<br>接種対象者一人につき1回<br>(2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン<br>接種対象者一人につき2回 | 次の各号に掲げるワクチンの区分に応じ、当該各号に定める額<br>(1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン<br>4,000円<br>(2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン<br>10,000円 |
| 区長が実施を認めた任意予防接種                    | 区長が実施を認めた対象者                             | 区長が実施を認めた実施回数                                                                                                                                | 区長が実施を認めた決定金額を上限とする                                                                       |

※ 1 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付の対象となっている特定中国残留邦人等を指す。